

## 公園緑地功労賞に関する規程

第1条 一般社団法人日本公園緑地協会（以下「協会」という。）の事業として、公園緑地功労賞を設ける。

第2条 この賞は、わが国における公園緑地事業及び都市緑化事業等の実務に多年従事して功労があり、かつ、他の模範となる者を協会会長が表彰し、この功労を顕賞するものとする。

第3条 この賞の実施に必要な費用は、協会の一般会計予算に計上して措置するものとする。

第4条 この賞の実施は、協会会長が別に定める公園緑地功労賞実施要領による。

第5条 この賞は、平成5年度よりこれを実施する。

附 則  
この規程は、平成4年5月20日から施行する。

附 則  
この規程は、平成24年4月1日から施行する。